

議案第 6 2 号

専決処分の承認を求めることについて

大野市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 1 0 号に規定する教育委員会の権限に属する事項について、同規則第 3 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 7 月 3 1 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

こども支援課の事務分掌に所要の改正を行うため

専決処分書

大野市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、大野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、次のとおり専決処分する。

令和6年7月26日

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

大野市教育委員会規則第 号

大野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

大野市教育委員会事務局組織規則（平成 8 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 2（第 8 条関係）		別表第 2（第 8 条関係）	
課等	事務分掌	課等	事務分掌
教育総務課	(略)	教育総務課	(略)
こども支援課	1 (略) 2 <u>こども・若者計画に関すること。</u> 3～16 (略)	こども支援課	1 (略) 2 <u>子ども・子育て支援事業計画に関すること。</u> 3～16 (略)
生涯学習・文化財保護課	(略)	生涯学習・文化財保護課	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大野市教育委員会事務局組織規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。